

会社法制(企業統治法関係)見直しに関する要綱案について

弁護士 中務 正裕
弁護士 西川 昇大



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ・まさひろ)

(出身大学)
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

(経歴)
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2008年10月~2012年3月
京都大学法科大学院 非常勤講師
2015年4月~2016年3月
大阪弁護士会副会長

(取扱業務)
国内外M&A
ファイナンス・金融法律
会社法務 等



弁護士
西川 昇大
(にしかわ・しょうた)

(出身大学)
京都大学法学部
京都大学法科大学院

(経歴)
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)

第1 はじめに

法務省の法制審議会(会社法制部会:企業統治等関連)は、平成31年1月16日、会社法改正の要綱案をまとめ、公表しました¹⁾。

同要綱案では、(1)株主総会資料の電子提供制度、(2)株主提案権の制限、(3)取締役等に関する規律の見直し(取締役の報酬、会社補償、役員等賠償責任保険契約)、(4)社外取締役の義務付け及び活用等、(5)社債の管理、(6)株式交付制度が内容となっています。以下、要綱案の概要について説明し、今後の会社運営についてのポイントについても触れたいと思います。

第2 要綱案の概要

(1) 株主総会資料の電子提供制度

現行会社法では、株主総会資料を電磁的方法のみによって提供する方法は、株主の個別の承諾が必要とされているため(法299条3項)、現在、あまり利用されていません。要綱案では、株主の個別の承諾なく、株主総会資料(株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類及び事業報告ならびに連結計算書類)についてインターネットを通じて電子提供する制度が設けられました。株式等振替制度による振替株式を発行する会社には、電子提供制度の採用が義務づけられますが、改正法の施行の際に現に振替株式を発行している会社は、改正法の施行日に電子提供措置をとる旨の定めをとる旨の定款変更決議がなされたものとみなされ、別途株主総会決議は不要です。

電子提供の開始日は、株主総会の日²⁾の3週間前の日(または招集通知の発送日のいずれか早い日)とされ、招集通知については2週間前(現状と同じ。但し、非公開会社については前倒し)とする案が採用されています。具体的には、株主総会資料を自社のウェブサイト等に掲載し、株主に対し、そのウェブサイトアドレス等を株主総会の招集通知に記載等して通知することになります³⁾。但し、インターネットの利用が困難な株主に配慮し、株主から会社に対し、書面による資料の交付を要求する制度も設けられます。

電子提供制度は、企業にとっては、資料の印刷、郵送する時間やコストを削減するというメリットがあり、株主にとっては、早期に資料を吟味することが可能となるため、企業との対話が深まり、企業価値の向上に繋がるのが期待されています。

(2) 株主提案権の制限

取締役会設置会社の株主が法305条1項(議案要領通知)に基づき株主提案をする場合において、株主提案権の濫用的行使を制限するための措置として、株主が同一の株主総会において提案しようとする議案の数を10に制限するとされています。なお、役員等の選任・解任等に関する

議案は、その人数にかかわらず1つの議案と数えられます。

また、議案の目的が不正な利益を図るものである場合や、株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがある場合には、議案の提出が制限されるものとしています。

従前、特定の株主が膨大な議案を提案し、総会の進行に支障をきたす例が散見され、議案として不適切な例も見受けられました。今後は、会社側としても数を絞り、不適切な提案について拒めることとなったのは、総会改革にとっても大きな前進かと思えます。

(3) 取締役等に関する規律

① 取締役等の報酬に関する規律

取締役の報酬については、いわゆるお手盛りの危険がある一方、職務を執行する適切なインセンティブを付与するという重要な役割があります。要綱案では、報酬の透明性を図るため、①公開会社かつ大会社の監査役会設置会社で有価証券報告書の提出義務のある会社及び②監査等委員会設置会社では、取締役の報酬等の内容として定款又は株主総会決議による会社法361条1項各号(①額確定しているものについてはその額、②額確定していないものについてはその具体的な算定方法、③金銭でないものについてはその具体的な内容)の定めがある場合には、その定めに基づく取締役の個人別の報酬の内容についての決定方針を取締役会で決定することが義務づけられます。また、取締役は、株主総会において取締役の報酬等が相当であることについての説明義務(同条4項)があり、確定額である報酬についてもその対象となります。ただし、代表取締役に報酬の配分を任せるとかを株主総会に諮るとする部分は採用されていません。

また、取締役に対し、金銭でない報酬に関する規律が改められ、要綱案では株式や新株予約権を報酬とする場合の株主総会決議事項が明示され、業務連動報酬をより適切かつ簡易に付与できるようにしています。なお、取締役の個人別の報酬については、事業報告での開示義務は設けられていません。

現状の実務は、株主総会決議において取締役の報酬等の総額の最高限度額を定め、各取締役に対する配分額の決定は、取締役会の決定に委ねる場合が多く、個々の取締役がどれだけの報酬を受けるかといった事項に株主が意見を示すことはできませんでした。ゴーン前会長の摘発で揺れる日産自動車の場合には、ゴーン前会長に権力が集中し、報酬の分配が不透明であったことが指摘されており、このような社会的背景も今回の要綱案による改正を後押ししたのと思われる。今後、上場会社等では、報酬の配分が企業の方針

に沿っているかを株主の目からもチェックされることとなりますので、報酬決定手続の整備が求められることとなります。

②会社補償および役員等賠償責任保険契約(D&O保険)に関する規律

会社補償(役員等が職務執行に関して責任追及された場合に、株式会社が補償する制度)や役員等賠償責任保険契約(D&O保険)は、会社と役員との利益相反の問題がある一方で、役員としての優秀な人材の確保や、役員等が職務執行につき過度に萎縮することの防止という意義があります。しかし、現行会社法では、いずれに関しても規定がなく、その適否、手続、範囲等について解釈が確立されていません。そこで、要綱案ではこれらに関する手続や範囲等に関する規定が設けられました。

会社補償の範囲は、役員等が法令に違反したこと等により、その責任追及に係る請求をうけたことに要する費用や、その役員等が第三者に対して損害賠償責任を負う場合の損失が含まれますが、相当と認められる額を超える部分の費用や、悪意又は重大な過失があった場合の損失は除外されます。

(4) 社外取締役の義務付け及び活用等

社外取締役については、後述します。

(5) 社債の管理

会社は、社債を発行する場合には、原則として、社債権者の保護のために社債管理者を定めなければなりません(法702条本文)、その確保が難しく、会社が社債管理者を定めない(同条ただし書)場合が多いことが指摘されています。そこで、要綱案では、会社が社債管理者を定めることを要しないときは、社債権者による社債の管理を補助することを第三者に委託することができる制度として、社債管理補助者制度を設けられました。なお、弁護士や弁護士法人等にも社債管理補助者としての資格を付与することが想定されています。

(6) 株式交付制度

現行会社法では、株式会社(買収会社)が他の株式会社(対象会社)を子会社とするために対象会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対する当該株式の対価として買収会社の株式を交付することができる制度としては、対象会社を完全子会社とする場合の株式交換による場合以外は、現物出資財産となるため、検査役の選任など手続が煩雑となります。そこで、要綱案では、完全子会社としない場合にも買収会社の株式を対価として交付できる株式交付制度を設けました。

株式交付制度では、会社が株式交付をする場合には、譲り受ける株式交付子会社(子会社)の株式の数の下限や対価として交付する株式交付親会社(親会社)の株式数などを記載した株式交付計画を、株主総会の特別決議で定める必要があり、決議がなされた場合、親会社は子会社の株主に対して通知を發します。子会社の株主で株式交付に応募する者は、親会社に対し、申込を行い、株式交付計画に定めた効力発生日に、子会社の株式が親会社に譲渡され、当該株式の株主は、親会社の株主となります。

第3 社外取締役の義務付け及び活用等について

(1) 概要

今回の要綱案では、上場会社に加え、非上場の大企業(公開会社(株式譲渡制限がない)かつ大会社(資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社)の監査役会設置会社で、有価証券報告書の提出義務のある会社)にも、社外取締役の設置が義務付けられたことが、主要な改正点の1つになっています。もっとも、平成30年7月時点で、東京

証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は、平成30年7月時点で97.7%(市場第一部においては99.7%)となっているため、義務化は現状を追認する形ではありますが、法律で明記することにより、より一層ガバナンスの強化を図ることが狙いです。

(2) 業務執行の社外取締役への委託

実務上、株主と取締役の利益が相反する場合(MBOなど)や、少数株主と支配株主との利益が相反する場合(親子会社間の取引など)に子会社の取締役が支配株主である親会社の利益を図ることにより少数株主の利益が害されるおそれがある場合など、取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、社外取締役が経営陣から独立した立場から交渉等の行為をすることがあります。しかし、この場合、社外取締役がこのような行為をしたことが「業務を執行した」(法2条15号イ)ことに当たるとして、社外性を失うのではないかと指摘がされてきました。

そこで、要綱案では、社外取締役に期待される合理的な行為が妨げられることがないように、株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとし、委託された業務の執行は、「業務を執行した」ことに該当しないものとされました。

第4 おわりに

社外取締役に期待される役割は、外部の意見を経営に反映させることにあります。要綱案のように、社外取締役の設置が法律上義務づけられたとしても、経営トップに意見が述べられなければ意味がありません。その意味で、社外取締役に、いわば「空気を読む」のではなく、「直言居士」の人材が求められていると言えますし、会社経営陣も、社外の視点からのアドバイスを受け入れる度量をもつことによって、経営において多面的かつ重層的な検討ができるものと思います。

また、社外取締役は、経営を外部からチェックし、不正や不祥事を防ぐことも大きな役割です。しかしながら、企業統治の優等生と言われ、早くから委員会設置会社として社外取締役を導入していた東芝において2015年に発覚した不適切会計や、2016年に見つかったアメリカの原子力発電の巨額損失を見抜けませんでした。内部情報を十分に持たない社外取締役に、業務の詳しい状況まで把握できないのも事実であり、内部統制システムの構築にあたっては、いかに社外取締役による監督が有効に機能する態勢を築くかという点も企業が整備しなければならない重要な課題です。

近時、企業不祥事が相次いで生じていますが、社外取締役も、「お客さん」のように役員会に出席するだけではなく、内部監査部門が機能しているか、不祥事が発生した会社の調査報告書で挙げられている原因などにに基づき、当社に応じた調査を要望し、自らそのチェックを確認するなど、不正や不祥事を防ぐために、積極的に関与すべき役割が求められていると言えます。

- 1 会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案(平成29年部会資料28-1) <http://www.moj.go.jp/content/001279742.pdf>
- 2 振替株式を発行する会社には、電子提供制度の利用を義務付けること、及び、掲載開始日を株主総会日の3週間前よりも早めるよう努める旨の規律を設けることが検討されています。